

こうじまち 税政連だより

麴町税理士政治連盟機関紙

第41号

2013年(平成25年)1月1日
発行人 麴町税理士政治連盟
会 長 小野田 俊
千代田区九段北1-3-6
セーキビル3F
TEL 03-3264-0049
FAX 03-3237-1569
URL <http://ctz-koji.jimdo.com/>
編集者 幹事長 紙谷 洋一
広報委員長 旭 卓雄



初詣に賑わう三嶋大社にて(静岡県三島市) 撮影・紙谷洋一

会長年頭挨拶 小野田 俊



政権交代と同時に明るい兆しを感じられる新しい年を迎えました。旧年中は会員の皆様方には、税政連活動に対しまして多大なるご支援とご協力を賜り、本連盟を代表し感謝申し上げます。ご承知のとおり昨年末に、突然の衆議院解散があり、総選挙の結果、自民党の圧勝による自公連立政権がスタートすることになりました。本連盟の所属する東京第一区の選挙に際しては、自民党の山田美樹候補・民主党の海江田万里候補の両名を本連盟として推薦しました。幸いにして両候補とも当選し、特に海江田議員は、民主党代表に選出されましたので、両議員の今後のご活躍に期待いたします。

さて、1月末には通常国会が召集されますが、我々の最大の関心事は、平成25年度税制改正大綱の状況です。与野党ともに税制改正議論が活発化しておりますが、本連盟としての喫緊の課題は「税理士法改正」の項目が改正大綱に盛り込まれるか否かにあります。同項目は昨年、一昨

年とも改正大綱に検討項目として記載され、その後、日税連において行政当局との勉強会を経ていよいよ改正法案審議の道程への一歩手前かという段階にあります。

去る1月8日に東京税理士会の新年賀詞交歓会が開催されましたが、それに先立って「税理士法改正運動総決起大会」が開かれました。東京税理士会と東京税理士政治連盟が共催し、総力を挙げて、国会・立法府に働きかける決意を宣言したのです。税政連活動が実を結ぶためには多くの会員の皆様の方の結集が不可欠です。ここで会員の皆様方には是非とも立ち上がっていただきたいのです。役員一同、今後とも弛まぬ活動を続けますが、本連盟は組織力・財力ともに弱体化しております。そこで今一度、本連盟に未加入の方々に加入をお願い申し上げるとともに財政支援につきましてもご協力をお願いする次第です。

最後はお願い事ばかりになってしまいましたが、本年が新政権の打ち出す景気浮揚策による景気回復を期待し、会員皆様方にとって明るい年となることを祈念して年頭のご挨拶といたします。

「税理士法改正運動総決起大会」を開催

平成25年1月8日、東京税理士会・関連団体共催「新春講演会・新年賀詞交歓会」が京王プラザホテル本館5Fにて開催されました。東京税理士政治連盟では、東京税理士会と合同の組織として「税理士法改正運動PT東京本部」を立ち上げ、本部長に神津信一東京会会長、本部長代理に内藤信子税政連会長が就任いたしました。

また、新春講演会に先立ち「税理士法改正運動総決起大会」が開催され、石原伸晃（環境）、下村博文（文科）の両大臣が激励に駆けつけて下さいました。下記、お願い文章ならびに要望書を提示し、宣言文を発表いたしました。

■税理士法改正への取組み状況について

- 1月9日午前、税制改正大綱に税理士法の改正を明記するよう、東京都選出の衆議院議員に陳情を行いました。今後も同PTにより陳情活動が続けられます。
- 1月11日、日税連の賀詞交換会が開催され、安倍総理から挨拶がありました。現役首相が賀詞交換会で挨拶されるのは、恐らく初のことではないでしょうか。詳細は首相官邸HPを参照下さい。
- 1月10日、11日の両日、自民党の税制調査会で主要改正項目についての検討が行われました。税理士法改正については、納税環境整備の中で議論されております。



東京税理士政治連盟発 情報発信

東京税理士政治連盟では税理士政治連盟の会員の皆様に税制改正等の最新情報を発信しています!!

東京税理士政治連盟のWebサイトで、貴方のメールアドレスをご登録下さい。



東税政 <http://www.t-zeisei.jp/>

Home > ご意見・ご質問（入力画面）にてメルマガ希望と入力し、メールを送信して下さい。

※個人情報の取り扱いについて、お預かりした個人情報を厳重に管理し、業務の範囲内での利用といたします。

国会議員の皆様へ お願いします

日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

- 税理士法改正を25年度税制改正大綱に記載のうえ、改正法案審議を次期通常国会での法案審議をお願いします
- 公認会計士、弁護士に対する「税理士資格」の自動付与廃止を公認会計士に税法、弁護士に会計学の税理士試験による検証を求めます
- 税理士は申告納税制度の担い手、制度改正は納税環境整備の一環
税は民主主義の基礎 日税連は12項目の改正を求めています

宣言文

1. 我々は国民のための税理士制度を確立するため、本通常国会において、税理士法改正実現のため強力な運動を推進する。

1. 我々は国民に信頼される税理士制度を確立するため、公認会計士及び弁護士に対する税理士資格の自動付与廃止に向け、強力な運動を推進する。

平成25年1月8日

税理士法改正運動PT・東京本部

麴町税政連は... 麴町支部税理士会員の 皆さまからの会費で 活動しています。

年会費は8,400円となっております。本連盟では便利な「口座振替」もご利用いただけます。詳細は事務局(03-3264-0049)までお問い合わせください。

税理士法に関する改正要望書(平成25年度改正要望項目)について

税理士の使命(税理士法第1条)
 「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

前回の税理士法改正(平成13年)以降のIT社会への変革と経済社会の多様化・複雑化、規制改革の進展、他士業資格制度の法改正などによる環境変化への対応、公共的使命を担う税理士の業務の高度化・専門化への対応。時代が要請する、国民・納税者の期待に応え得る制度となるため更なる見直しが必要の課題。

平成25年度改正要望項目

<p>I 税理士の業務に関する規定</p> <p>1 電子申告等における税理士業務の明確化 電子申告等のコンピュータを用いた業務についても、法第2条第1項の税理士業務に含まれることを明確にする。</p> <p>2 補助税理士制度のあり方 補助税理士の呼称を所属税理士と変更し、うえで、他の税理士等の事務所に所属しながら他人の求めに応じて税理士業務を受任できることとする。</p> <p>3 事務所設置の適正化 税理士事務所について日税連の登録事務の適正な運営を確保する観点から、その登録事務(変更登録を含む。)に関して一定の権限を付与する。</p> <p>4 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し 一定の例外を除いて、税理士が報酬のある公職に就いた場合でも、その公職に兼業禁止規定がない場合は、税理士業務を停止する必要があるようにする。</p>	<p>II 税理士の資格取得に関する規定</p> <p>5 税理士の資格 使命が各々異なる専門職業に対する資格付与は、各々の専門性を問う試験を通じて行うことが原則である。このため、現在、税理士の資格が自動付与となっている弁護士や公認会計士について、関係者等の意見も聞きながら、例えば、弁護士は会計学に属する科目に合格することを原則是とするなど、税務に関する専門性を問う能力担保措置を講じる。</p> <p>6 受験資格要件の緩和 税理士試験の受験資格要件のうち「履歴要件を現行の「3年以上」から「2年以上」に短縮する。</p>	<p>III 税理士の信頼性の確保に関する規定</p> <p>7 研修受講の義務化 研修受講を義務化する。日税連においては、研修義務の未履行者の公表等所要の措置を講じる。</p> <p>8 税務支援のうち税務援助への従事の努力義務化 税理士の社会的責務として、税務支援のうち経済的弱者に対する税務援助をより強力に実施できるよう、税務援助への従事を努力義務とする。</p> <p>9 税理士証票の定期的交換 日税連会則でその定期的な交換を受けることとする制度を設けることができるよう規定を整備する。</p> <p>10 税理士が行う租税教育への取組みの規定整備 申告納税制度の維持発展を図るために、税理士・税理士会が社会貢献事業の一環として行っている租税教育の取組みがより一層定着・発展するよう、「租税教育」を税理士会会則の絶対的記載事項とする。</p>	<p>IV その他の規定</p> <p>11 会費滞納者に対する処分の強化 税理士会の会務運営の重要な財政的基礎となる会費の滞納者に対する処分の強化を図るための措置を講じる。</p> <p>12 通知弁護士等の公示等 通知弁護士等について、国民・納税者の可視性等の観点から、例えば、通知弁護士等の公示等が行われるような措置を講じる。</p>
---	--	---	---

税理士法改正運動 Q & A

1. なぜ今税理士法を改正するか (根本論拠)

われわれは税理士の権益のみの法改正は求めない。

法改正は国民・納税者のためになされなければならない。

また税理士会が税理士法改正を求めているのは、税理士法第 49 条の 11 に規定する建議権を根拠としている。そしてその建議権につらなる税理士法第 1 条使命には、税理士制度が我が国唯一の税務専門家制度であり、国民の信頼に応え国民の為の制度となるべきことが明記されている。単なる業界の利益確保のための要望とは一線を画す。

2. なぜ第 3 条 1 項 3, 4 号を廃止するのか。

日本公認会計士協会・弁護士会などから反対論が出ているが。

日本公認会計士協会は「税務業務は公認会計士ができる」と主張している。これはまさに業際問題としての主張である。税理士会は税理士法第 3 条 1 項 3 号 4 号廃止を業際問題として捉えていない。あくまで税理士制度に提起された問題であり、その目的は信頼される税理士制度構築のためである。昭和 26 年にスタートした税理士制度も 60 年を超え、戦後日本の復興を支え、高度成長期を乗り切り、中小企業の発展に寄与してきた自負がある。制度として成熟し、今後の日本になくてはならない国家資格であると確信している。制度発展のために、また、税理士の信頼性の確保のために税理士資格取得は一本化されなくてはならない。税理士資格は公認会計士や弁護士のおまけの資格ではないのであるから。

3. 税制改正大綱になぜ税理士法の改正を記載するのか

税理士制度は我が国の税の基本的政策である申告納税制度を支える重要な仕組みである。したがって納税環境の整備が必要な現状において、税理士制度の維持・発展のための議論が税制調査会等でなされ国会で審議されるべきである。したがって税制大綱に税理士法の改正を謳うべきである。

税理士政治連盟 Q&A

1. 税理士政治連盟って何？

麹町税理士政治連盟は、東京税理士会の48支部の地域単位で組織される単位税理士政治連盟(単位税政連)の一つで、政治資金規正法に基づく政治団体として日常政治活動を行っています。各支部の48単位税政連によって東京税理士政治連盟が組織され、更に全国規模の日本税理士政治連盟が組織されています。

その目的は、「税理士の果たすべき社会的役割を踏まえ、**納税者のための民主的な税理士制度並びに租税制度を確立するため必要な政治活動を行う**」ことです。

2. なぜ、必要なの？

税理士会は、前記の民主的な政治活動並びに租税制度を確立するために、政治活動を行うことができるでしょうか？ その答えは「否」です。それは、税理士会は税理士法に規定された特別法人であるため直接、政治活動を行うことができないからです。そこで、別団体である税理士政治連盟が税理士会の決議を受けて政治活動をすることにより、このような問題を解決していくこととなります。

麹町支部と麹町税政連は**車の両輪**です。麹町税政連は麹町支部と納税者のための政治活動を行っています。税理士政治連盟は強制加入ではありませんが、**税理士ならば当然加入すべき団体**であるものと考えます。

3. 特定の政党を支持しているの？

いいえ、一党一派に偏らない、いわゆる「**税理士党**」の立場を貫いており、特定の思想・信条を支持するための団体ではありません。

4. どんな政治活動をしているの？

税理士業界に直接関係のある問題をアピールするだけでなく、「**税務に関する専門家の立場から政治と市民・中小企業、各界とをつなぐ役割**」を積極的に果たしています。

税理士会独自としては行えない政治的な諸問題に関する意見要望などについて、その実現を目指して努力しています。具体的には、東京税理士政治連盟の主催する政党との朝食懇談会や税理士後援会への役員の出席などを通じ、その活動を行っています。

5. いままでどんな成果を上げたの？

上部団体である東京税理士政治連盟を通じて、最近では次のような成果を上げています。

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止
資本金 1 億円以下の中小法人の欠損金の繰戻還付の適用停止措置を廃止
電子申告手続きに関し、税理士が代理申告を行う場合に依頼者の電子証明を不用とするなど、大幅な簡素化を実現
更正の請求期間の延長(1 年から 5 年へ)
国税通則法における調査手続きの明確化
その他、多くの税制に関する要望、税理士法、会社法制に関する要望を実現しています。

6. 税理士後援会はなぜ必要なの？

税理士政治連盟は、**政党や国会議員に働きかけを行い、税理士会の要望を効果的に実現することを目的**としています。このため、大切な活動の一つとして、後援会を組織して、国会議員等と常日頃から接することにより、国会情勢や政治の動きなどの旬の情報を得て、税理士会の要望を実現させております。

そのために、選挙に際しては推薦候補者を決定し、その選挙の支援活動を行うことが重要な施策となっています。それゆえに「税理士による後援会」が結成されるのです。

7. 推薦候補者はどうやって決めるの？会員は税政連の推薦候補者を支持しなければいけないの？

2 名以上の会員から推薦された候補者の中から、**税政連幹事会で審議のうえ、税政連として推薦候補者を決定**します。会員にはできるだけその候補者を支持していただきたいと思いますが、必ず支持しなければいけないということではありません。

8. 会費はいくらで、どのように使われているの？

会費は**現在年間 8,400 円**で、そのうち 5,500 円が東京税理士政治連盟に納められ、残りの 2,900 円が麹町税理士政治連盟の運営費として使われています。

9. 私が税政連に参加することによって何ができるの？

社会の現場で税の仕事に携わる専門家として、色々な想いやアイデアをお持ちの方も多いと思います。しかし、個人個々の力ではなかなかそれを伝えることはできません。

麹町税理士政治連盟はそういった個々の税理士の生の意見や想いを集約し、**上部単体である東京税理士政治連盟や日本税理士政治連盟へ、更に政財界へと伝え、実現したい**と考えています。そのためには多くの税理士の参加と意見の表明が必要です。

私たちは、あなたの協力を必要としています。

麹町税政連会員 各 位

麹町税理士政治連盟
会 長 小野田 俊

麹町税政連サポ-ト募金のお願い

平成24年度の諸活動も皆様方の格段のご協力を得まして円滑に推移しているところでございます。お礼申し上げます。

さて、本連盟の重要課題として組織率強化に取り組んでいるところでございますが、残念ながら毎年支部会員に対する加入率が低下している現状にあります。

また、本年度は思わぬ年末総選挙が行われた関係もあり、本連盟の財政状況は大変厳しい状況となっております。

そこで今回本連盟の諸活動の一層の充実強化等のため、「東京税理士政治連盟」に倣い、「麹町税政連サポート募金」を会員の皆様に広くご協力をお願いする次第です。1口1,000円以上で何口でも結構です。

なお、この募金は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。

法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいますようお願い申し上げます。また、個人の方につきましても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

会員の皆様には引き続き本連盟の運営にご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。